

徳島県個人情報保護審査会答申第91号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年3月14日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○年○/○日、○/○日に（農山第3242号）について、私と農山漁村振興課及び評価検査課と協議した書類」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年3月28日、実施機関は、当該文書を作成しておらず、個人情報が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年4月3日（同月4日受付）、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年10月6日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、3の審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び当審査会における口頭意見陳述における審査請求人の主張は、次のとおりである。

この度の県の公開拒否は、○○土地改良区に対して、同改良区総代として、不正と証拠を提示し協議したものでありながら、文書が無いとは可笑しい。これら不正行為を隠す行為は、「枉法行為」其のものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

- (1) 本件請求に記載している「農山第3242号」とは、審査請求人が平成〇年〇月〇日付けで農山漁村振興課に対し、「H〇年度～現在までの間で、〇〇土地改良区監事及び理事長が県に対して法令違反についての報告した書類」について公文書公開請求を行い、農山漁村振興課が「当該公文書を取得しておらず、文書が不存在であるため」として、公文書公開請求拒否決定処分（平成29年3月9日付け農山第3242号）（以下「別件処分」という。）を行い、審査請求人に通知したものである。
- (2) 審査請求人が開示を求めている個人情報とは、別件処分について、平成〇年〇月〇日と〇日に、実施機関の担当職員と協議した内容について作成した書類と推察される。
- (3) 平成〇年〇月〇日に、審査請求人から実施機関の担当職員に架電があり、別件処分について話をしたが、その内容は、〇〇土地改良区に対する指導についてであった。その業務については、当時の南部総合県民局産業交流部〈阿南〉が行っていたため、審査請求人に対し、南部総合県民局産業交流部〈阿南〉において対応してもらおうよう口頭で伝えたのみである。そのため、架電内容について復命書等は作成しておらず、本件請求に係る保有個人情報は取得していない。
- (4) なお、平成〇年〇月〇日に、審査請求人と実施機関の担当職員が面談若しくは架電等で協議した事実はない。また、審査請求人が審査請求書に証拠を提示しと記載しているが、審査請求人から書類を受け取ったという事実はない。
- (5) 以上により、実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有しておらず、条例第15条第2号に該当することから、条例第20条第3項に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「H〇年〇/〇日、〇/〇日に（農山第3242号）について私と農山漁村振興課及び評価検査課と協議した書類」であるが、本件請求は、農山漁村振興課が保有する県職員と審査請求人が協議した内容について作成した書類の開示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日に審査請求人から農山漁村振興課

の担当職員に電話はあったが、その内容は、〇〇土地改良区に対する指導についてであり、当該職員が対応し、南部総合県民局産業交流部〈阿南〉が行っている旨、問合せに答えているが、内容を記載した報告書や復命書等は作成していないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。

ウ アの同日の対応内容は、問合せ先を口頭で回答しただけであり、口頭の報告で足りると考え、口頭にて報告し、報告書類を作成しなかったとする実施機関の説明に、特段、不合理な点があるとまではいえず、それを覆すに足る事情は認められない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、代理人を通じて口頭意見陳述により主張をされたが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年10月 6日	諮問
平成31年 3月28日	審議（第109回審査会）
令和 元年 6月10日	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議（第111回審査会）
7月 8日	不服申立人からの口頭意見陳述、審議（第112回審査会）
8月 5日	審議（第113回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長